

会 議 要 録

会 議 名	第19回 八王子市生活安全対策協議会		
日 時	平成26年10月31日(金) 午後2時～4時(2時間)		
場 所	八王子市役所本庁舎 8階 802会議室		
出席者 (敬称略)	委 員	綿田 直樹(会長)、深沢 靖彦(副会長)、最上 雅雄、馬場 總和、清水 栄、横山 侑亮、八代 善一郎、樋口 由美子、内田 智、梶原 正統、大塚 勇、高野 真弘、横田 和彦、実川 明美、小澤 篤子、野村 みゆき 計16人	計20名
	説 明 者	(委員、事務局等)	
	事 務 局 等	荒木生活安全部長、宮木防犯課長、鈴木主査、安岡主任 計4名	
欠席者(敬称略)	板垣 真利子、山本 香帆、石井 里史(代理人:田中 信夫) 計3名		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度生活安全対策 上半期事業実績報告について 2. 小学校通学路への防犯カメラ設置について 3. 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて 4. 市内の犯罪発生状況と対策について 5. その他 		
公開・非公開の別	公開		
非 公 開 理 由			
傍 聴 人 の 数	なし		
配 付 資 料 名	<p>次第</p> <p>資料1: 平成26年度生活安全対策 上半期事業実績報告</p> <p>資料2-1: 条例改正施行後の客引き・スカウト等の状況</p> <p>資料2-2: 条例改正周知活動の内容及び客引き・スカウト行為等のパトロールについて</p> <p>資料3: 「八王子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(原案)」(以下は当日配布)</p> <p>資料4: 「八王子市安全・安心まちづくりのための防犯対策方針」</p> <p>資料5: 小学校通学路への防犯カメラ設置について</p> <p>資料6: 市内犯罪発生状況</p> <p>資料7: 市内振り込め詐欺などの特殊詐欺被害</p>		
会 議 の 内 容	(次のとおり)		
会 議 録 署 名 人	平成26年12月11日	署名人	綿田 直樹

会議の内容

【 】： 発言者（敬称略）

1 開 会

【鈴木主査（事務局）】

- ・ 配付資料の確認

■開会あいさつ

【荒木部長（事務局）】

・ 本年 9 月末現在、八王子市内犯罪発生件数が昨年度同時期と比べ、マイナス 751 件となっている。町会・自治会・商店会や関係機関の皆様ののおかげであり、防犯意識の高まりを感じる。しかし、最新の市政世論調査では、「防犯対策」が市民からの市政への要望で 4 位となり、犯罪認知件数は減少しているものの体感治安の不安はまだまだ高い。皆様の意見を伺いながら、連携し防犯対策を実行して行きたい。

2 事務局から説明

■協議会の成立

・ 本日は、16 名の委員が出席され、石井委員の代理として八王子消防署警防課防災安全係の田中係長に出席いただいている。現時点で過半数を超えたため、本協議会は成立する。

■情報公開

・ 本協議会は、条例施行規則第 6 条第 9 項に基づき原則公開となっているが、本日の傍聴者はなし。
・ 会議録の扱いについては、原則として発言者の名前を記載した「要点筆記方式」とさせていただく。署名は、会長にお願いする。

■途中改選委員（人事異動）の自己紹介

- ・ 京王電鉄株式会社 横山侑亮委員
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社 八代善一郎委員
- ・ 南大沢警察署 実川明美委員（前回欠席のため）

3 議 題

（1）平成 26 年度 生活安全対策 上半期事業実績報告について

【鈴木主査（事務局）】

「（資料 1）平成 26 年度 生活安全対策 上半期事業実績報告」

「（資料 2-1） 条例改正施行後の客引き・スカウト等の状況」

「（資料 2-2） 条例改正周知活動の内容及び客引き・スカウト行為等のパトロールについて」

「（資料 4） 「八王子市安全・安心まちづくりのための防犯対策方針」

に基づき説明。

・（補足）11 月 25 日より、町会・自治会等の自主防犯パトロール活動推進写真展が本庁舎及び八王子駅南口総合事務所で行われる。

・（補足）6 月 1 日に「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を改正施行し、客引き行為等を禁止した。資料 2-2 にあるように、条例の周知活動や、市民指導員・警察署・市などが合同でパトロールを実施した。この効果もあって資料 2-1 のグラフにあるように客引き等は減少している。

・ 資料 1 の 2 ページ目「3（3）」の【平成 26 年 6 月 1 日条例改正】を【平成 26 年 6 月 1 日条例改正施行】に修正。

(委員意見等)

特になし

(2) 小学校通学路への防犯カメラ設置について

【野村委員】

「(資料5) 小学校通学路への防犯カメラ設置について」に沿って説明

・東京都の治安対策事業の1つとして、今年度の都の補正予算に計上されて、都から補助金をもらっている。

普段から児童の登下校については保護者をはじめ、地域の皆様の力をお借りして多くの大人が見守る体制を整えているところである。今回の防犯カメラの設置は保護者や地域の皆様の見守り体制を補完するものである。

・都内全部の小学校が対象で1校当たり5台を目安に通学路の電柱等に取り付け、画像を24時間記録する。画像の保存は1週間。古い映像に上書き。事件が起きた場合の早期解決や犯罪抑止効果を期待するもの。

・外部提供、閲覧については法令等に基づくもの、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたときに限る。

・平成26年度は、都の正式通知が5月末だったため、本市は9月に補正予算を組み、5校の設置を決定。3年間で全小学校に設置。総事業費1億3,600万を予定。

・次年度に向けては、地域との合意が得られる学校から調整を進めていきたい。

(委員意見等)

特になし

(3) 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて

【鈴木主査(事務局)】

「(資料3) 八王子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(原案)」

・昨今、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、市内では、平成25年に、約6千件もの犯罪が発生している。そのような状況の中、地域の防犯意識の高まりにより、町会・自治会や商店会など自主的な防犯活動が積極的に行われ、地域の目が犯罪抑止の一助となっている。しかし、人による防犯活動は時間や範囲などに限界がある。そこで、それらを補完するものとして、“防犯カメラ”が導入されるようになってきた。国や都からの補助金が出て防犯カメラの設置に拍車がかかっている。また、防犯カメラは24時間稼働することができ、防犯カメラで記録された映像は、そこで犯罪が起こった場合の状況証拠ともなり、犯罪捜査に有効となっている。

このように防犯カメラの有用性は明らかだが、撮影された映像は、特定の個人が識別できる場合、「個人情報」に該当し、適正に管理されないことによるプライバシーの侵害が問題となる。

これらを踏まえ、市民の皆様にプライバシーに配慮した防犯カメラの設置を図っていただくため『八王子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(原案)』を策定した。

ガイドラインと言っても義務を課すのではなく、マニュアルとして活用して防犯カメラの設置、運用をしてもらいたいと考えている。

以下、資料に沿って説明

- ・ガイドラインの対象となるカメラについて
- ・設置の目的
- ・撮影の範囲と設置場所

- ・カメラ設置の表示
- ・管理責任者の指定
- ・映像の管理
- ・秘密の保持
- ・映像の利用、提供
- ・運用基準の作成
- ・個人情報の保護に関する法律

(委員意見等)

【樋口委員】

・2のガイドラインの対象となる防犯カメラのなかで「犯罪防止を副次的目的とする場合も含む」となっているがどういう場合が考えられるか？

【宮木課長（事務局）】

- ・施設の管理、交通量調査のために設置されたものを想定している。
- ・解説を作成し詳細を載せる予定である。

【深沢委員】

・ガイドラインの対象となる防犯カメラのなかに、通学路の防犯カメラ設置も入れるべきでは？

【野村委員】

・教育委員会で防犯カメラの運用に関する要綱を作成している。教育委員会の管理となる。

【宮木課長（事務局）】

・市の設置しているカメラについてはすでに運用に関する要綱を策定している。今回のガイドラインは民間が設置する防犯カメラを想定している。

【深沢委員】

・防犯カメラを設置する場合は、商店会等に指導、相談、立会する必要があるのではないか？誰でも勝手につけられるようではよくないのでは？市の防犯課がやっていく必要があるのでは？

【宮木課長（事務局）】

・現在の設置は、国の補助を受けている場合がほとんどであり、その際は運用基準を策定させている。どこにつければよいかという相談は警察に相談している状況。防犯課に来るケースもあるが具体的な相談は警察の方がよい。

【深沢委員】

・国の補助もいつまで続くかわからない。しかしこれからは設置しなければならない状況もある。例えば、公衆街路灯の維持費の補助には基準があって、せっかく設置したのに補助を受けられないものもある。必要であって商店会等がつけたのに、あとから問題が起きたら困るのでこの設置の際のガイドラインはとても重要である。また、勝手にいろいろ設置されても困るので届出制にしたらどうか？

【宮木課長（事務局）】

・一部では条例を設けている場合に、設置者に運用基準を提出させている自治体もあるが、今回の方向性を示したガイドラインの段階では届出ということは考えていない。しかし、ガイドラインを周知する際には、市の防犯課に相談してくださいという周知を行う予定。

【樋口委員】

・7の映像の利用、提供について、プライバシーの保護の観点からの記述だと思われるが、本人からの請求についてはどうなのか？他のガイドラインを見ると、記述されているケースがあるがあえて削ったのか？自分の行為の正当性を主張するために請求するケースがあると思われる。

【宮木課長（事務局）】

・弁護士照会であれば可能であり、「法令の規定に基づく場合」に該当すると考えている。

【八代委員】

・以前に社員が殴られた傷害事件で、裁判所からの請求に基づき提出したことがあるが、本人の請求に基づいては提供していないはず。弁護士には提供していないと思う。

【樋口委員】

・裁判所には提供するが、弁護士照会では提出しない場合もある。映像の利用、提供についての記述を明確にしておく必要がある。

【宮木課長（事務局）】

・法令に基づくものの内容など、詳細は解説を入れていきたい。また、ガイドラインの本文についても、もう一度確認していく。

【野村委員】

・学校の通学路に設置する防犯カメラについても、同様のことが起こり得るので考えていきたい。

（４）市内の犯罪発生状況と対策について

【鈴木主査（事務局）】

「（資料６） 市内犯罪発生状況」

「（資料７） 市内振り込め詐欺などの特殊詐欺被害」に沿って説明。

【八王子警察署・高野委員】

・資料６の補足として、自転車盗は、全刑法犯の概ね３割、多いところは４割を占めている。市民が身近に被害にあう犯罪であり、自転車盗対策がうまくできている自治体は件数が少ないと言える。八王子市は１３位でありうまく対策ができているといえる。この結果が全体の１２位という結果にあらわれているのではないか。自転車盗対策は難しく、自転車盗対策だけが重要ではないが、できるだけ被害にあう人を少なくするという意味では比重を大きくして行っていく必要があると思われる。

振り込め詐欺は若干昨年より歯止めがかかっているものの相変わらず発生している状況。１０月は特殊詐欺根絶月間で、八王子警察署管内の金融機関の店長または代理の方に集ってもらい、注意喚起をお願いしたところである。その結果、１０月中に、高額な引き出しがあり少し不審な点があるという警察署への通報が８０件以上あった。確認の結果ほとんどは問題なかったが、４件については詐欺を未然に防ぐことができた。今後も金融機関と連携して、また、高齢者の方には個別に巡回をしていくことが大切と考えている。

【高尾警察署・横田委員】

・振り込め詐欺の被害が減らないことで、新たな手口がでてきたと思われるが実はそうではない。いわゆるオレオレ詐欺といわれる、「携帯番号が変わった」という電話から始まり、その後時間をおいて「会社の小切手なくした」「株で損した」という同じ手口が使われている。

数年前からでてきた還付金詐欺についても手口は一緒。対策には苦慮しているが、繰り返し手口について周知していかなければならないと考え、あらゆる機会を通じて広報活動を行っているところである。犯人の検挙については、最近では手渡しによりお金を一気に奪い取る方法が使われている。

「だまされたふり作戦」により犯人を検挙できるのでお願いしているところである。

【南大沢警察署・実川委員】

・ 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、特殊詐欺は増加している。特殊詐欺被害は今現在 26 件で被害金額が約 7,300 万円、件数、金額ともに昨年を上回っている。特殊詐欺は高齢者だけでなく社会全体で防いでいかなければならない。南大沢警察署では担当の生活安全課だけではなく、別所管であっても各種キャンペーンなどで広く市民に対して啓発活動を行っている。10 月の特殊詐欺根絶月間では署長が金融機関に出向いて、未然防止の声掛けと警察への通報の依頼を行っている。また、9 月末から 10 月にかけて被害が集中したため、金融機関の緊急対策会議を行い、金融機関の支店長や郵便局長を呼んで署長から再度、未然防止の声掛けと警察への通報をお願いしたところである。おかげで、市民や金融機関からの通報が多くなってきているところ。今年に入ってから、金融機関からの通報により、8 件 2,100 万円の被害を防ぐことができた。

住民の方が防いでくれた事案があった。高齢の女性の方が携帯電話で話しながら ATM を操作していた。後ろに並んでいた方が、チラシで還付金詐欺の手口を知っていたため、声をかけた。最初は市からの還付金だからと耳を貸さなかったが、他の方も一緒に声掛けや詐欺であるというメモを差し込んで、やっと気づいて防ぐことができた。地域住民の方が防いでくれた素晴らしい事案であった。このことから広く地域住民の方にも知ってもらって社会全体で防いでいくことが大事であるということを実感している。

10 月に入って南大沢警察署管内で 1 件発生したが、手口は、以前からある手口で「女性社員を妊娠させてしまった」というもので、受け渡しは手渡しではなく、八王子駅の電子ロッカーを使用したもの。貸し金庫（ロッカー）からお金を持ち出したため金融機関での阻止はできなかった。電子ロッカーの使用は、最近では珍しいケース。未然防止は難しかったため、こういったケースもあるということで一層啓発、広報に努めなければと考える。

だまされたふり作戦では今年も 2 名の検挙をしている。年末に向けて、各種防犯活動を地域住民の皆様と連携協力して行っていきたい。

（委員意見等）

【樋口委員】

・ 以前、振り込め詐欺の防止のため通話を録音できる機器があると聞いていたがどうなったか？

【横田委員】

・ 警察の方でお渡ししている「振り込め詐欺見張り隊」は台数規模が少なくなかなか行きわたっていない状況。

【樋口委員】

・ 留守電にしておくという手がある。

【宮木課長（事務局）】

・ 市の広報により、振り込め詐欺を防ぐ方法として掲載、周知している。

【荒木部長（事務局）】

・ 市では防犯課以外でも、消費生活センターや高齢者あんしん相談センターにおいて周知、啓発を行うなど連携して未然防止に努めているところである。これからも市、警察、地域が連携して周知、啓発を行ってほしい。

・ 市民が心配していることとして「だまされたふり作戦」をすることで仕返しをされることはないのか？

【実川委員】

・ そういった話は聞かない。逆に言いなりになっていると、この家は「だましやすい」と思われてしまう。

【最上委員】

- ・資料6を見て、車関連の被害が多いのは、東京都周辺地区の特徴ととらえてよいか？
- ・八王子市は、自動車盗、オートバイ盗が多いが、多い犯罪を集中的に減少させるというやり方をとるべきなのか？
- ・自動車盗で多いのはどんな車であるのか？

【高野委員】

- ・都県境で発生しているのは間違いないと思われる。犯罪者は、県がまたがれば管轄が変わることを知っていて捕まらないように都県境で犯罪を起こす。
- ・八王子市は去年に比べオートバイ盗が半分減っている。通常はなかなかありえないことだが、要因の1つとして、2輪車に普段から警察官が声掛けを行い、交通安全指導や必要に応じ所持品検査を行っている。その効果が出ていると感じているので継続して行っていきたい。
- ・自動車盗は車種としてはハイエースが一番多い。外国で一番高く売れるため。最近ではハイエースを盗み、コインパーキングに一晩おいて、GPSがついていないことを確認して持っていく手口がある。

4. その他

(事務局及び委員からの意見等)

特になし

5 事務局から事務連絡等

【宮木課長(事務局)】

- ・今年度は2回協議会を開催し、特に特別な案件がなければ、最後となる。来年度は委員改選の年となるが、またご協力をお願いしたい。

【綿田会長】

- ・以上で本協議会を終了する。